

地域課題解決型先端サービス実装化支援事業補助対象事業認定審査会での審査方法等について

(令和4年10月4日決裁)

(令和5年9月12日決裁)

(令和6年7月8日決裁)

(令和7年6月24日決裁)

1 位置づけ

この文書は、地域課題解決型先端サービス実装化支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7条に基づき、補助対象事業を認定するため、地域課題解決型先端サービス実装化支援事業補助対象事業認定審査会（以下「審査会」という。）での審査方法等について示すものである。

2 審査の対象と方法

(1) 申請者の資格要件（ただし、実施要綱第7条第3号で定める進出企業等の認定に關すること及び同条第4号で定める地域企業等の認定に關することは除く。）

申請者の資格要件については、審査会での審査に先立ち、提出された先端サービス実装化事業計画書又は先端サービス導入事業計画書（以下「計画書」という。）の記載内容等について事務局が確認することで行い、その結果を審査会に報告する。

(2) 進出企業等及び地域企業等の認定（実施要綱第7条第3号及び第4号）

進出企業等が、実施要綱第3条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に類するか否かについて及び地域企業等が実施要綱第3条の2第1項第1号又は第2号に類するか否かについての認定については、実施要綱第9条第4項に基づき、審査会において、出席委員（出席委員のうち、実施要綱第10条第3項の規定に基づき、市長が申請者との関係が審査に大きな影響を及ぼすと認めた委員は除く。以下同じ。）の過半数をもって決する（可否同数のときは、座長が決する。）。)

(3) 計画書の評価（実施要綱第7条第1号）

計画書の審査については、審査会において、申請者（計画書を提出した申請者及び連携する事業者等として計画書に記載されている者に限る。）によるプレゼンテーション及び出席委員によるヒアリングを実施し、評価点数表（下記3（2））に基づき、出席委員が申請者ごとに採点（評価点の付与）を行う。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングにあたっては、事前に提出された計画書のみ各出席委員に配布し、追加資料の配布や投影は認めないものとする。また、1申請者あたり、プレゼンテーションは7分以内とし、ヒアリングを含め15分以内とする（申請者の数等の状況を踏まえ、1申請者あたりのプレゼンテーション及びヒアリングの時間を事務局が設定する。）。)

3 計画書に関する評価項目等

(1) 評価項目・基準

【進出企業等支援型】

①地域企業等（地域の企業や団体等）との連携体制

- ・ 地域企業等と具体的な連携体制が構築されているか（または構築される見込みであるか）。
- ・ 地域企業等との連携にあたり、役割分担が明確かつ具体的に示されているか。

②地域課題の設定と解決方策

- ・ 地域課題は、本市や地域企業等の実情を適切に反映しているか。
- ・ 先端サービスの実装を地域課題の解決につなげていく道筋が明確かつ具体的に示されているか。
- ・ 事業の評価指標としてふさわしく、解決を目指す地域課題に関連した KPI（重要評価指標）が設定されているか。

③事業の新規性

- ・ 事業は、単なる既存技術の活用・既存サービスの継続にとどまらず、地域に新たな価値や視点をもたらすと見込まれるか。

④事業の持続可能性

- ・ 申請者は本市において継続的に事業を実施すると見込まれるか。
- ・ 事業実施により、関係人口の増加や申請者の社員の定着・定住等につながると見込まれるか。
- ・ 事業プロセスやスケジュール、事業規模等が具体的かつ実現可能か。

⑤地域への経済波及効果等

- ・ 地域企業への発注や雇用の創出など、地域への経済波及効果が見込まれるか。
- ・ データ連携によって、さらに付加価値の高いサービス等の創出が見込まれるか。

【地域企業等支援型】

①進出企業等との連携体制

- ・ 先端サービスを提供する進出企業等と具体的な連携体制が構築されているか（または構築される見込みであるか）。
- ・ 先端サービスを提供する進出企業等との連携にあたり、役割分担が明確かつ具体的に示されているか。

②先端サービス導入による課題解決

- ・ 導入する先端サービスは、申請者の課題解決に効果があると認められるか。
- ・ 事業の評価指標としてふさわしく、解決を目指す課題に関連した KPI（重要評価指標）が設定されているか。

③事業の新規性

- ・ 事業は、単なる既存技術の活用・既存サービスの継続にとどまらず、その分野や業界においてまだ広く普及していない革新的なものであるか。

④事業の持続可能性

- ・ 導入する先端サービスは、申請者にとって適正な規模であり、過剰な投資となっていないか。
- ・ 事業のプロセス、スケジュール、費用負担等が具体的かつ実現可能であると認められるか。

⑤地域への波及効果等

- ・ 事業は、申請者の課題解決に留まらず、地域への波及効果が高いと見込まれるものであるか。
- ・ 事業は、人口減少対策として効果が見込まれるものであるか。

(2) 評価点数表

評価項目ごとに、次の6段階で評価を行う。

点数	評価
5点	極めて優れている
4点	優れている
3点	普通（標準的）
2点	やや不十分である
1点	不十分である
0点	適当でない

(3) その他

評価は、プレゼンテーションにおける説明技術によらず、計画書の記載内容等（出席委員によるヒアリングにおける回答内容を含む）の優劣をもって評価するものとする。

4 補助対象事業の認定

(1) 認定の方法

出席委員が申請者ごとに採点（評価点）を行い、出席委員が各々採点した結果の合計点を各申請者の得点とし、得点が高い順から、審査会で協議した上で、予算の範囲内で補助対象事業として認定する。このため、交付決定額が申請額を下回る可能性がある。

なお、審査会は、審査終了後速やかに審査結果を市長に報告する。

(2) 基準得点の設定等

申請者の得点が下記の基準得点以下となった場合、または、各出席委員の採点のうち1項目でも0点（適当でない）があった場合には、公金による支援対象として不適当と判断し、予算の範囲内であっても補助対象事業として認定は行わないものとする。

基準得点：2点（評価点：やや不十分である）×5項目×出席委員数

(3) 申請者の得点が同点となった場合の取扱いについて

申請者の得点が委員の採点により同点となった場合、下記のとおり当該申請者（以下「同点者」という。）の順位を決定し、補助対象事業の認定にあたって申請者の得点順を決定するものとする。

ア 同点者に対する各委員の採点（評価点）を審査項目ごとに合計

イ アによって得られた各同点者の合計点を下記 1 から順に比較

ウ 同点者間でイの合計点の高い方を高位とし、同点者間での順位の差がつくまで、下記の審査項目の順で比較を行うものとする。

合計点の比較 を行う順	審査項目	
	進出企業等支援型	地域企業等支援型
1	②地域課題の設定と解決方策	②先端サービスの導入による課題解決
2	①地域企業等（地域の企業や団体等）との連携体制	⑤地域への波及効果等
3	⑤地域への経済波及効果	③事業の新規性
4	③事業の新規性	④事業の持続可能性
5	④事業の持続可能性	①進出企業等との連携体制